

虐待防止のための指針

合同会社 soleil

訪問看護ステーションひなた

1 基本方針

利用者様の人権の擁護、虐待の防止等のため、利用者様に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、業務にあたることに努める。事業所における高齢者虐待を防止するために、職員へ研修を実施します。

2 虐待の定義

虐待とは、職員等から利用者様に対する次のいずれかに該当する行為をいいます。

(1) 身体的虐待

利用者様の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者様の身体を拘束すること。(蹴る、殴る、食べられないものを食べさせる、食事を与えない、戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、紐などで縛る等)

(2) 性的虐待

利用者様にわいせつな行為をすること、または利用者様にわいせつな行為をさせること。

(性交、性的暴力、性的行為の強要、性的雑誌や動画を見るように強いる、許可なく写真や映像を撮る等)

(3) 心理的虐待

利用者様に対する著しい暴言、著しい拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。「そんなことをすると〇〇させない」など言葉による脅迫、「何度言えばわかるの」など心を傷つけることを繰り返す。利用者様の年齢相応な扱いを行わないなど自尊心を傷つける、馬鹿にする、話しかけられても対応しない、他者と差別的な対応をする等)

(4) ネグレクト

利用者様を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置や(3)と同様の行為の放置等利用者様を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。(自己決定と言って放置する、必要時に衣類を取り替えない、栄養不良のまま放置、病気看護や介護を怠る、話しかけられても対応しない等の行動や拒否的態度を示す等)

(5) 経済的虐待

利用者様の財産を不当にすること、利用者様から不当に財産上の利益を得ること。

(利用者様の同意を得ない私財や年金等の流用など財産の不当な対応)

3 虐待防止委員会の設置及び虐待防止に関する責務等

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり「虐待防止委員会」を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じます。

(1) 名称は「虐待防止委員会(以下委員会と記載)」とする。

(2) 委員会の委員長は、管理者が務める。

- (3) 委員会の委員は、委員長が法人内より 松下他に 1-2 人程度選出するとする。
- (4) 委員会は、年 1 回以上、委員長が必要と認めた時に開催する。
- (5) 委員会の審議事項
 - ・ 基本理念、行動規範等、職員への周知に関する事。
 - ・ 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関する事。
 - ・ 職員が支援等に関する悩みを相談することのできる相談体制に関する事。
 - ・ 虐待防止、早期発見等に向けた取り組みに関する事。
 - ・ 苦情解決制度、第三者評価、成年後見制度の活用に関する事。
 - ・ 虐待発見時の対応に関する事。
 - ・ その他人権侵害、虐待防止に関する事

4 虐待防止のための職員研修に関する方針

虐待防止、早期発見と発生時の速やかな被虐待者保護をするため、定期的な研修（年 1 回以上）を実施するものとし、研修内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等含めた適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止の徹底を行うものとする。研修実施内容は、都度委員会において記録し保管する。

5 虐待防止に関する責務等

- (1) 虐待防止に関する責任者は管理者とする。
- (2) 虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発、普及する為の職員に対する研修の実施を図ると共に、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。なお、虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

豊田市役所 福祉部 連絡先 0565—34-6791（平日）

福祉総合相談課 連絡先 0565-31-1212（休日・夜間）：守衛室

6 虐待の早期発見等への対応

- (1) 虐待の早期発見

虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者様の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や責任者等への報告が重要となる。さらに、虐待とは利用者様の権利侵害する些細な行為から虐待へとエスカレートする傾向にあることを認識し、常に利用者様やご家族様、職員間でのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努めることが必要である。

(2) 虐待発見時の早期対応

虐待もしくは、虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者様の安全、安心の確保を最優先に、誠意ある対応や説明をすること及び利用者や家族に十分に配慮すること、また、被害者のプライバシー保護を前提としながらも、対外的な説明責任を果たす必要性もあり、速やかに組織的な対応を図り、さらに行政に通報や相談することとする。さらには、発生要因を十分に調査や分析するとともに、再発防止に向け組織体制の強化、職員の意識啓発等について、徹底を図ることに努めることとします。

7 職員等が留意すべき事項

職員等は、当法人の基本理念及び行動規制に掲げる利用者様の人間性や思いを尊重することを深く認識することはもちろんの事、虐待を防止するために次に掲げる事項に留意することとします。虐待事案の発生は、利用者様の生命と生活を脅かすことのみならず、法人としての社会的な信頼を著しく損なうこと、そして、その後の事業経営において大きな困難を抱えることになる問題として十分に認識する必要があります。

(1) 意識の重要性

- ・ 常に利用者的人格や権利を尊重すること。
- ・ 職員等は利用者様にとって支援者であることを強く自覚し、利用者様の立場に立った言動を心掛けること。
- ・ 虐待に関する受け止め方には、利用者様による個人差や性差などがあることを、絶えず認識すること。

(2) 基本的な心構え

- ・ 利用者様との人間関係が構築されていると、勝手な判断で思い込まないこと。
- ・ 利用者様が職員の言動に対し虐待であるとの意思表示をした場合は、その言動を繰り返さないこと。
- ・ 利用者様は心理的苦痛を感じていても、それを訴えることや拒否することができない場合もあることを認識すること。
- ・ 職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、虐待とみられる言動があった際には、職員同士で注意を促すこと。
- ・ 虐待（疑い）を受けている利用者様について見聞きした場合は、利用者の立場に立って事実確認や丁寧な相談傾聴支援を行なうとともに、責任者に速やかに報告すること。
- ・ 職場内の虐待に係る問題や発言等を個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保するための契機とする意識を持つとともに、責任者への速やかな報告は職員等の義務であることを認識すること。

8 本指針の閲覧

- ・本指針は書面として備えおき、利用者またはご家族等関係者からの求めに応じて、閲覧に供するものとする。
- ・当ステーションでは、電磁的記録としてホームページに掲載し、公表することとする。

附則 本指針は 2024 年 3 月 1 日より施行する